



普及だより たむら

No. 223

2021.3

編集・発行

福島県中農林事務所田村農業普及所

田村郡三春町大字熊耳字下荒井176-5

TEL (0247) 62-3113(代)

FAX (0247) 62-6069

ホームページ

田村農業普及所

検索



巻頭写真：育苗中のピーマン苗。3月下旬よりハウスから順次定植される。

ごあいさつ（田村農業普及所長 矢吹 隆夫）

令和3年は東日本大震災から10年となる節目の年であり、また、新型コロナウイルス感染症拡大による様々な影響に対しても引き続き対応が必要となっています。

一方、主食用米の需要減少等、農業についても様々な課題がありますが、皆様方も昨年の状況を踏まえながら、今年の農業経営をどのようにしていくか、検討中のことと思います。このことから、農繁期に向けて営農に役立つ参考情報として、「普及だより たむら」（223号）をお届けします。今後とも、関係市町・JA等と連携し、皆様の農業経営をサポートして参りますので、よろしくお願いいたします。

新規就農者紹介シリーズ ～7組目～

◆三春町 渡辺正義さん（就農1年目）

渡辺さんは、祖母が野菜を栽培していたことから農業に興味を持ち、「挑戦しないと後悔する！」という思いから就農することを決めました。令和3年度より三春町でピーマンの作付けを開始するために、令和2年1月から農業経営や栽培技術などの研修を開始し、就農に向けた準備を進めてきました。

当面の目標として「高単収を目指して頑張りたい。」と意気込みを語ってくださいました。

田村農業普及所では関係機関と連携し、新規就農者のサポートをしておりますので、詳しくは次ページをご覧ください。



写真：渡辺さんと育苗中のピーマン

たむらで就農しませんか？

田村地域では、平成28年度に普及所、各市町、JAが中心となり、たむらの新・農業人サポート協議会を設立し、関係機関・団体が連携して新規就農者へサポートを実施する体制を整備しました。本協議会は令和2年度より農業次世代人材事業の研修機関としての認定を受け、新規就農希望者の研修を開始しました。その他、就農相談会への出展や各種研修会の実施などを通して、就農希望者や新規就農者の支援をしています。

今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、首都圏での就農相談会はオンライン出展となりましたが、新規就農希望者の相談・支援は随時行っています。就農を希望している方や定年退職を機に農業を始めたい方はもちろん、職業として農業を検討している方や農業に興味のある方は、普及所、各市町、JAに、気軽にご相談ください。



写真 オンラインで就農相談を実施しました！

「たむらのエゴマ」復活に向けて活動中です！

令和2年4月15日、田村市産エゴマのブランド力強化を目指して、既存の組織が再編され、「田村市エゴマ振興協議会」が設立されました。この協議会は、生産から加工、販売まで行っており、生産においては、半自動移植機やコンバインを導入した省力化、加工・販売においてはより消費者の目を引くレベルの試作に取り組んでいます。

普及所はこれまで、コンバイン収穫した子実の品質向上に向け、収穫時期や乾燥方法について、検討を重ねてきました。この結果、コンバイン収穫した子実においても「おり」がない、きれいな油を搾ることができるようになりました。



写真 おりのないきれいなエゴマ油

認定農業者制度について

●認定農業者制度の概要

認定農業者制度では、農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を立案し、それを市町村等が認定します。認定された農業者は重点的に支援措置を受けられます。

●計画の申請方法の変更

令和2年4月から、複数市町村で農業を営む農業者が経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が計画の認定を一括で行うことになりました。

また、農林水産省共通申請サービスにより、国又は都道府県に申請する農業経営改善計画は、電子申請が可能になりました。市町村は、令和3年度から順次拡大予定です。

鳥獣被害防止の総合的な対策を行うモデル集落（都路町合子地区）の取組

近年、野生鳥獣による農作物の被害額が高止まりの状況となっています。普及所では、令和元年度から田村市都路町の合子集落を農作物の被害軽減を目指すモデル集落に位置付け、活動の支援を行っています。

合子集落では、イノシシの侵入防止柵として電気柵が設置されていますが、一部でイノシシのほ場への侵入が確認されるとともに、民家の庭先までイノシシに荒らされるなど、生活環境の被害も見受けられます。令和2年度は合同会社東北野生動物保護管理センター職員をアドバイザーに迎え、集落環境診断や活動に関する検討会を実施しました。具体的には、センサーカメラを設置して、イノシシがどの方向からやってくるか、また、ほ場等への侵入箇所はどこかなどを、集落住民の方々と確認しました。これらの結果を踏まえ、物理柵を集落全体に設置し、集落への侵入自体を防ぐ方向で対策を検討していくこととなりました。普及所としては、活用可能な事業の推進や今後の活動スケジュールについて提案し、集落全体として動き出せるよう働きかけました。

今後も、他地域に波及できるようなモデル的な対策が実施できるよう支援していきます。



写真 集落環境診断の様子（上）とその結果（下）

農作業中の事故に注意しましょう！

田村管内では、令和元年度、令和2年度と続けて農作業中の死亡事故が発生しています。これから春の農繁期を迎え、事故の危険性が高まってきますので、以下の点に注意してください。

- トラクターではほ場や道路の端に寄りすぎて転落してしまう事故が多く見受けられます。運転や作業の際は、ほ場や道路の端から十分な余裕をもってトラクターを操作しましょう。
- トラクターの安全キャブやフレームの装着およびシートベルトの着用を確実に実施することで万が一事故に遭ってしまった際に、トラクターから投げ出されることを防ぎます。



各専門技術担当から

作物担当から

水稻の栽培において、昨年は米づくりが難しい気象となり、斑点米カメムシ類をはじめとする、様々な病害虫への対応が求められた1年でした。

また、新型コロナウイルスの影響により、米の需給環境が厳しさを増しています。主食用米の他、飼料用米やWCS用稲等の非主食用米を組み合わせ、米価変動リスクに対応した稲作経営に取り組んでいきましょう。

野菜担当から

昨年は6月に降雹による被害がありました。露地野菜の多い当地域では台風をはじめとする気象災害への備えが重要です。野菜は、品目や生育ステージにより、大きな被害を受ける可能性があり、近年は特に激しい雨による冠水や強風による倒伏折損等の被害がみられています。

大雨に備え、事前に排水溝を設ける、排水路の掃除をしておく等の対策とともに、事後は速やかに殺菌剤や追肥の葉面散布などの対策をとりましょう。

果樹担当から

昨年は、モモやリンゴにおいて、カメムシ類の被害が多発したほ場がみられました。カメムシ類は果実を吸汁加害し、被害を受けた果実はいぼみ果となり、減収に直結します。特に、飛来源となる山林に近いほ場では十分注意してください。

摘果作業時等に飛来が確認された場合は薬剤防除が必要です。飛来が多いような年は、果実を守ることを優先し、残効性の長い合成ピレスロイド剤を使用しましょう。なお、合成ピレスロイド剤は多用するとハダニ類等の害虫の被害を軽減する益虫の個体数を減少させてしまいますので、飛来が少ない場合は他の薬剤で対応しましょう。

牛の飼養管理について（放射性物質対策）

畦畔草・野草の給与、届出がないパドックの利用等は、不適切な飼養管理に分類され、と畜場等への出荷や生乳の出荷ができなくなります。

特に、畦畔草・野草は放射性セシウム濃度にばらつきが見られ、暫定許容値100Bq/kg（水分80%補正）を超える恐れがあるため、利用を自粛してください。

また、①震災後利用していなかったパドックの利用を再開する場合や、②新しいパドックを設置して利用する場合は、普及所に連絡し、パドック利用確認を受けてください。

小ギクの赤色LEDによる電照効果の実証を行います！

露地栽培の小ギクは、近年の天候不順の影響で開花時期が不安定になりがちです。特に8月盆用の小ギクはその影響を大きく受けます。そこで、8月盆需要期に確実に出荷するために、田村管内では露地電照栽培に取り組んでいます。これまでの露地電照栽培では白熱電球や蛍光灯を利用していますが、近年はより省電力のLED電球が注目されています。

各種あるLED電球のうち、ギクの花芽分化抑制には赤色光が効果的という研究結果があることから、令和3年度から田村市大越町に赤色LED電球による電照処理効果の実証ほを設置することとなりました。

今後、田村管内の皆様の実証ほの様子や結果等を見ていただきながら、地域での普及を図っていきます。

県中農林事務所田村農業普及所ホームページ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36221a/>